



## 第 3 次

# 高知県社会貢献活動支援推進計画（案）

（平成 26 年度～平成 30 年度）

**地域力の向上をめざして**

～人と人とのつながりを活かす高知県～

平成 26 年 3 月

高 知 県

# 目 次

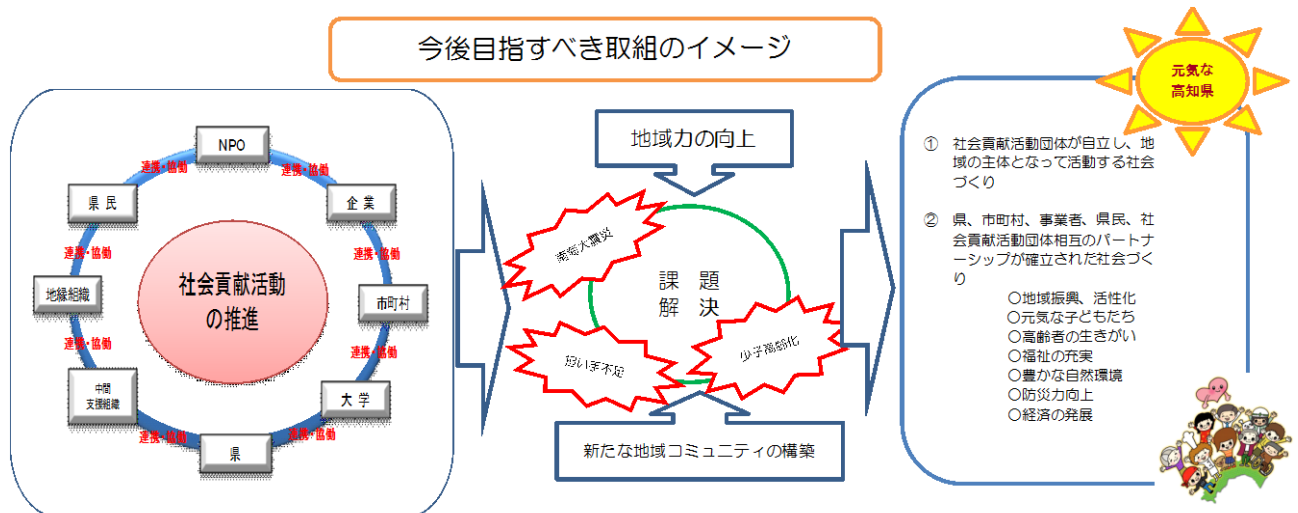
第1章	計画の構想	
第1	計画の趣旨・策定の目的	1
第2	計画の位置づけ及び構成	1
第3	計画の対象	2
第4	計画期間	2
第5	これまでの経緯	2
	1 国内の動向	
	2 県の取組	
第2章	社会貢献活動団体等の概況及び課題	
第1	社会貢献活動団体における概況	8
第2	各主体における現状と課題	13
第3章	計画の目標	
第1	テーマ	15
第2	計画の目標	15
第3	各主体の役割	16
	1 県の役割	
	2 高知県ボランティア・NPOセンターの役割	
	3 市町村の役割	
	4 事業者の役割	
	5 県民の役割	
	6 社会貢献活動団体の役割	
第4章	社会貢献活動に対する支援策	
第1	基本方針と実施項目	18
第2	実施項目ごとの行動計画	19
	1 社会貢献活動団体の育成、活動の拡大	
	2 社会貢献活動団体に対する県民の理解と参加の促進	
	3 市町村、事業者、大学等との連携	
	4 社会貢献活動団体と各主体との協働の推進	
	5 社会貢献活動団体による地域づくりへの参画	
	6 災害時における社会貢献活動団体の機能発揮	
第5章	進行管理	
第1	社会貢献活動支援推進会議の設置	31
第2	進行管理	31

# 第1章 計画の構想

## 第1 計画の趣旨・策定の目的

県では、平成11年3月に制定した「高知県社会貢献活動推進支援条例」(以下「条例」という。)に基づき、社会貢献活動の活性化を図るため、県の社会貢献活動拠点センターと位置付けた高知県ボランティア・NPOセンターと連携をして、NPOに対する情報提供や研修会の開催、NPO間の交流支援など、NPOの活動基盤の強化に取り組んできました。

今回の計画は、平成21年3月に策定した「第2次計画」の計画期間が平成25年度末をもって終了することから、これまでの社会貢献活動に対する支援の成果や課題を踏まえ、第3次計画として策定し、今後、県民自ら課題解決に向かって行動したり、行動する社会貢献活動団体を支援するなど、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会の実現を目指すものです。



## 第2 計画の位置づけ及び構成

この計画は、条例第9条に基づき、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となるもので(第1項)、その構成は次のとおりとします(第2項)。

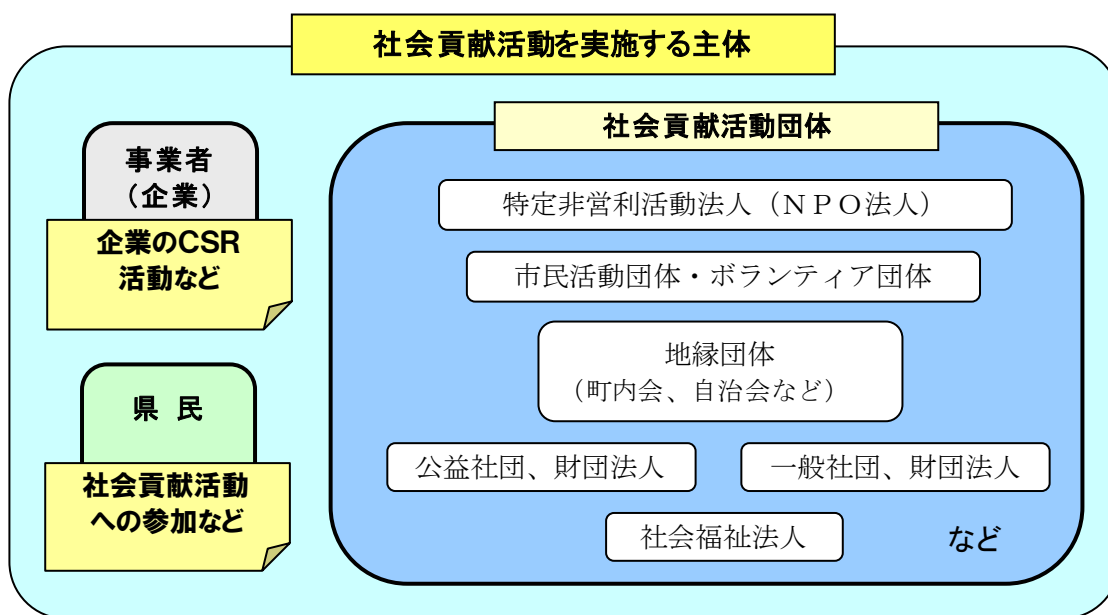
第1章	計画の構想 ----- 計画策定の位置付けや趣旨、計画期間など基本的な事項を示します。
第2章	社会貢献活動団体の概況及び課題 ----- 社会貢献活動団体の現状と課題を示します。
第3章	計画の目標 ----- 計画の目標とそのために関係する主体が取り組むべき事項の概要を示します。
第4章	社会貢献活動に対する支援策 ----- 計画期間内に県として取り組む施策体系と具体的な行動計画について示します。
第5章	進行管理 ----- 計画を着実に推進するための進行管理について示します。

### 第3 計画の対象

この計画において支援の対象となる社会貢献活動とは、営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が県民の多様なニーズに対応し、豊かな社会生活の実現に寄与することを目的に、法人その他の団体が継続的、自主的に行う活動とします。

また、この計画における社会貢献活動を実施する主体とは、条例第6条から第8条にそれぞれ責務が定められている事業者、県民及び社会貢献活動団体です。

なお、社会貢献活動団体とは、社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体をいいます。



### 第4 計画期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とします。

### 第5 これまでの経緯

#### 1 国内の動向

##### ◆注目されたNPOの存在◆

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,400名を超える未曾有の被害をもたらしましたが、地震直後の被災地において、公平の原則に縛られて動きがとりにくかった行政に代わって被災者支援に大活躍したのがボランティアやNPOでした。

それまでの市民生活サービスは、主に行政や企業によって支えられていましたが、営利を目的とせず柔軟な活動が展開できるNPOの存在が、豊かな社会を形成するうえで不可欠であるとの認識が、この阪神・淡路大震災における活動をきっかけに高まりました。

#### ◆特定非営利活動促進法の成立とNPO活動の広がり◆

国においては、NPOなどの市民活動団体が容易に法人格を取得できるようにするための法制度についての検討が重ねられ、議員提案としての「特定非営利活動促進法」が平成10年3月に成立、同年12月に施行されました。

この法律は、法に定める要件を満たしていれば、行政側は法人格を与えるための「認証」をしなければならないというように、「行政の裁量」の部分ができるだけ排除し、法人格を取得しやすくしたという特徴があります。法施行後14年を経た現在、全国には4万7千を超える（平成25年3月現在）特定非営利活動法人（NPO法人）が、活動しています。

#### ◆NPO活動への期待と制度改正◆

東日本大震災では、NPOの持つ専門性・ネットワークを活かした取組や、支援を通じて生まれたNPO同士の連携により、様々な形態で支援活動が展開されNPOへの期待がさらに高まりました。

平成22～24年度には、内閣府において「新しい公共支援事業」が実施され、交付金の活用により、新しい公共の担い手として期待されるNPOの活動基盤の強化に向けた取組が、全国的に進みました。

また、平成24年4月には、制度の使いやすさと信頼性の向上、認定制度の普及を目的に特定非営利活動促進法の改正が施行され、社会貢献活動のさらなる促進に期待が寄せられています。

## 2 県の取組

#### ◆条例の制定及び計画の策定◆

- ・平成11年3月「特定非営利活動促進法」の施行にあわせ、高知県社会貢献活動推進支援条例を制定。
- ・平成11年3月高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
（計画期間：平成11～20年度）。
- ・平成21年3月第2次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
（計画期間：平成21～25年度）。

◆支援策◆

これまでの取組は、当初5年間に、高知県ボランティア・NPOセンターの整備や公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドの創設など、社会貢献活動の量を増やすことに重点を置いた支援をおこない、その後は、それまでの支援に加えて、NPOと行政との協働推進事業の実施など社会貢献活動の質的向上に力点を置いた支援を行ってきました。

さらに、第2次高知県社会貢献活動支援推進計画の期間中には、それまでの取組に加え、国の新しい公共支援事業による交付金を活用して、個々のNPOのニーズに応じた支援や寄附文化の醸成につながるような取組などの支援を行いました。

年 度	項 目
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行</li> <li>・「高知県社会貢献活動推進支援条例」制定</li> <li>・「高知県社会貢献活動支援推進計画」策定(平成11年度～平成20年度)</li> </ul>
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド」設立許可</li> <li>・高知県NPOセンター設立 (平成13年4月から高知県ボランティア・NPOセンター)</li> </ul> <p><b>【高知県ボランティア・NPOセンター】</b> 設置、運営主体は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会で、この計画では「高知県社会貢献活動拠点センター」として位置づけている。</p>
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO(県外)への県職員の派遣研修(1年間)の開始(～平成18年度)</li> <li>・「高知県社会貢献活動支援推進会議」設置</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」施行</li> <li>・「高知県社会貢献活動支援推進計画(後期計画)」策定</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOと行政との協働推進事業開始(～平成20年度)</li> <li>・NPOと行政との協働推進ワーキングチームの設置</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の手引書発行</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県ボランティア・NPOセンターに駐在職員を配置 (～平成20年度)</li> <li>・NPOとのパートナーシップづくり事業開始</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO(県内)への県職員の短期派遣研修(3日間)の開始</li> <li>・高知県社会貢献活動支援推進計画の評価の実施</li> <li>・庁内に協働サポーターを設置</li> </ul>
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次高知県社会貢献活動支援推進計画策定 (平成21年度～平成25年度)</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい公共支援基金造成</li> </ul>
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい公共支援基金事業実施(～平成24年度)</li> </ul> <p>( NPO活動ステップアップ支援事業 NPO活動強化支援事業(H24のみ) NPO寄附募集支援事業 NPOとの協働モデル事業 )</p>

### ◆14年間の支援実績の推移◆

毎年度、県が行っている支援策の実施状況を取りまとめ、公表しています。

平成15年度までは、平成14年度に開催した「よさこい高知国体」及び「よさこいピック高知（全国障害者スポーツ大会）」に関連する支援策が多かったことや、県有施設の施設運営費を、社会貢献活動団体の活動基盤整備として支援策に計上していたことなどから、支援実績額が多くなっています。

また、平成23年度、24年度は、国の「新しい公共支援事業交付金」を活用した支援策を計上したことや、障害者自立支援対策臨時特例基金事業などにより、支援実績額が大幅に増加しています。

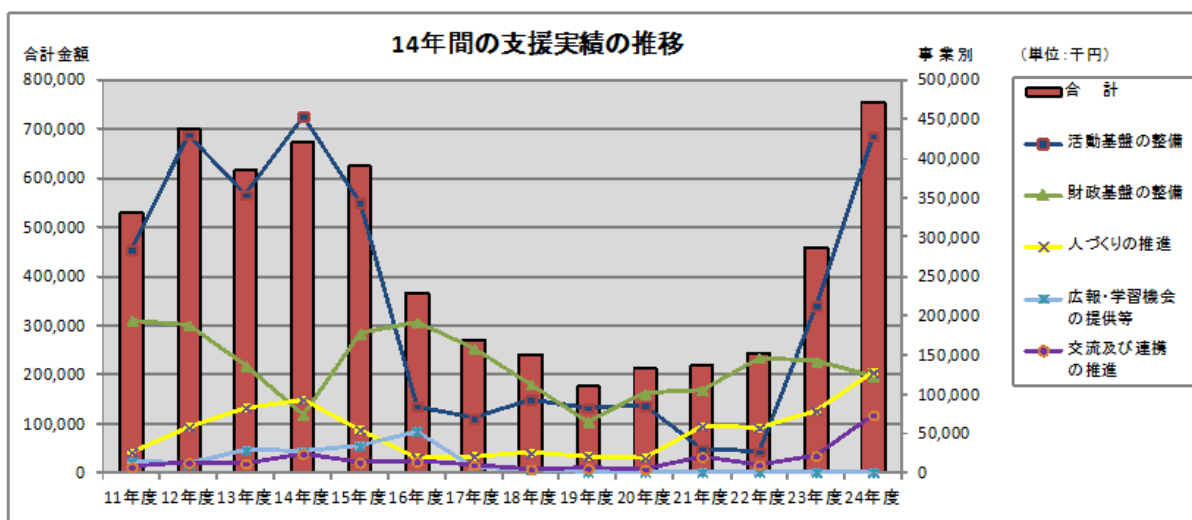
(第1次計画)

(単位:千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
合 計	527,769	701,371	615,649	672,879	624,480	363,996	267,859	241,776	176,858	211,781
活動基盤の整備	284,404	430,679	354,127	453,850	343,983	84,912	69,724	93,829	83,036	85,390
財政基盤の整備	194,205	188,085	136,801	73,848	177,503	191,555	159,005	112,701	65,184	101,132
人づくりの推進	26,508	58,364	83,247	93,470	55,006	19,606	21,396	25,291	21,562	19,089
広報・学習機会の提供等	14,737	11,218	28,985	27,119	34,220	53,136	7,532	4,696	1,087	1,200
交流及び連携の推進	7,915	13,025	12,489	24,592	13,768	14,787	10,202	5,259	5,989	4,970

(第2次計画)

	21年度	22年度	23年度	24年度
合 計	217,841	243,947	457,422	754,220
活動基盤の整備	30,379	27,415	212,810	428,705
財政基盤の整備	105,711	146,781	142,296	122,928
人づくりの推進	60,087	57,663	78,937	127,611
広報・学習機会の提供等	1,028	1,172	1,170	1,095
交流及び連携の推進・協働の促進	20,636	10,916	22,209	73,881



### 高知県ボランティア・NPOセンターにおけるNPO支援の取組

- NPO、市民活動の普及啓発・ ・ N P O について知ってもらうための学習会や情報提供（NPO 基礎講座、ボランティアフェスティバルの開催など）
- NPO の活動基盤強化・ ・ N P O の活動しやすい環境づくりのため、いろいろな社会資源と N P O をつなぐシステムの運用、組織運営に役立つ学習会の開催、情報提供（各種講座、相談の実施、助成金情報の提供、寄附募集支援事業の実施（ファンドレイジング・ジャパン in こうちの開催）、こうちボランティア NPO 支援基金の運用など）
- NPO のネットワーキング支援・ ・ N P O 相互のネットワークづくりのための支援（東部・西部地域の交流の場づくり、地域づくり仕掛け人市の実施など）
- 他セクターとの連携・ ・ N P O と企業、N P O と行政との交流や連携を進めるための情報交換の場の提供等（企業・NPO パートナリシップ情報誌の発行、企業市民セミナーの開催など）

### 公益信託こうち NPO 地域社会づくりファンド

県内の社会貢献活動団体が行う活動に対して資金面の助成を行うことにより、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図り、県内の社会貢献活動の継続的かつ円滑な推進を支援するため、県が信託財産を拠出し、「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド」を創設。

- 委託先 株式会社 四国銀行
- 当初信託財産 30,000 千円
- 出えん金 5,000 千円を限度に平成 12 年度から平成 20 年度まで
- 助成実績（H11～H24） 延べ 201 団体 69,619,675 円

### NPOと行政との協働の取組み

#### ○県の取組み

#### NPOと行政との協働推進事業

県との協働にふさわしい事業提案を N P O から募集し、審査を経て採択された事業について、関係する課室と N P O が適切な役割分担のもとで実施するもので、事業の実施を通じて「協働」を理解することを目的とし、平成 16 年度から平成 20 年度まで実施。

#### 平成 16 年度実施 3 件

- ・ゴトゴト美術館運行事業
- ・NPO 法人による有償運送推進事業
- ・黒尊川…地域の財産を活用しての振興の拠点づくり

#### 平成 17 年度実施 5 件

- ・新米ママ応援事業
- ・環境保全型農業(有機・無農薬)の学校設立と指導育成事業
- ・要約筆記の出前講座
- ・物部川流域環境学習拠点「川の駅」づくり
- ・介護寺子屋基本介護技術指導者養成事業

#### 平成 18 年度実施 2 件

- ・四万十源流・北川川の自然と歴史マップづくり
- ・みんなでやるぞね「早寝早起き朝ごはん」

#### 平成 19 年度実施 4 件

- ・高知県東部中山間地域「高齢者支援団体交流の場づくり」支援事業
- ・特別展「横浪半島生物総合学術調査成果報告」
- ・イルカとのふれあいを通じた心の健康と地域活性化
- ・高知県の在宅緩和医療を推進するための医療機関実態調査と支援事業

**平成 20 年度実施 3 件**

- ・Theatre Lab.こうち Me 3rd「天守物語」プロジェクト
- ・海山かまん塾
- ・香りと癒しの里づくり

**○市町村の取組**

**【NPOと行政との協働モデル事業】**

NPO、行政、企業等、多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に取り組む事業として、23 年度、24 年度に実施。

**平成 23 年実施 2 件**

- ・考えて拓く～地域産業の振興・地域資源活用ネットワークの創造
- ・移住定住促進プログラム実施事業

**平成 24 年実施 9 件**

- ・子どもの文化の森～中山間地域に子どもを主人公とした文化拠点(コミュニティスペース)を
- ・リハビリキッチンモデル試行事業
- ・協働による地域内移動システム構築事業
- ・考えて拓く～地域産業の振興・地域資源活用ネットワークの創造～
- ・奥四万十川自然体験村構想実現事業
- ・人のつながり復活から再起する矢井賀プロジェクト
- ・移住定住促進プログラム実施事業
- ・“でまえ”交通安全教室 All Kochi
- ・気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト

**地域支援企画員の活動**

県内7ブロックに地域本部を置き、地域産業振興監のもと53名の地域支援企画員を各市町村に配置し、県の重点施策に係る各地域での推進役として、県の情報を伝えたり、県民の声を県政に反映させる、県庁と地域をつなぐ活動を行うとともに地域の支え合いや助け合いの仕組みづくり、元気づくりを支援している。

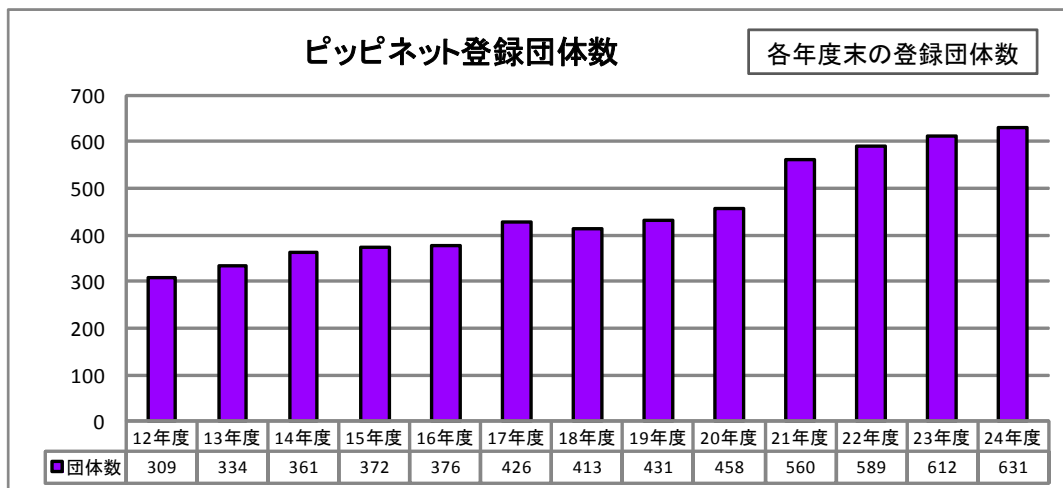
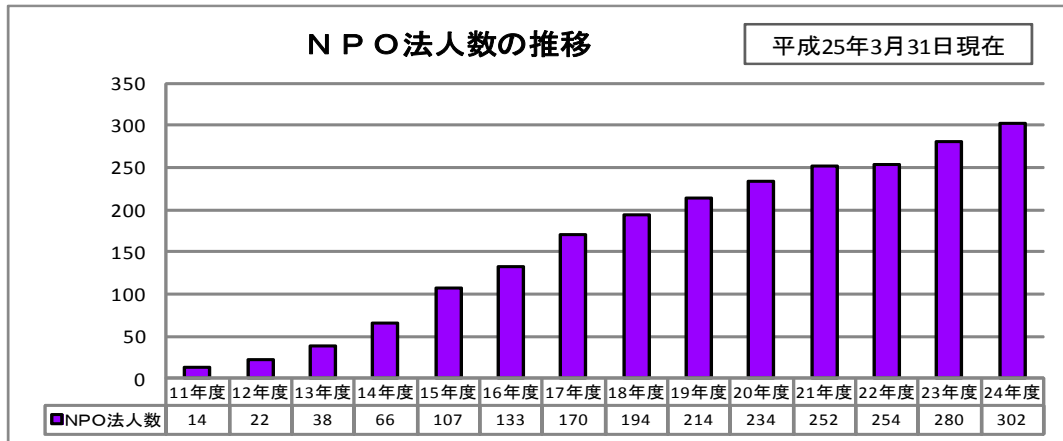
主な活動内容としては、

- ① 地域の人づくり
  - ② 産業振興計画における地域アクションプランの推進
  - ③ 移住促進の取り組み(地域における仕事や役割の掘り起こしなど)
  - ④ 中山間対策の核となる集落活動センターの立ち上げ、運営等の取り組みへの支援
  - ⑤ 中山間地域の小さいビジネス・拠点ビジネスの発掘と育成
- など、地域の課題解決や自立サポートに取り組んでいる。

## 第2章 社会貢献活動団体等の概況及び課題

### 第1 社会貢献活動団体の概況

県内のNPO法人数は、平成24年度には、300団体を超え、認定NPO法人も誕生しました。高知県ボランティア・NPOセンターが運営する「こうちボランティア・NPO情報システム」(ピッピネット)に登録している社会貢献活動団体数も増加傾向にあるなど、NPO活動、市民活動の広がりが見られます。

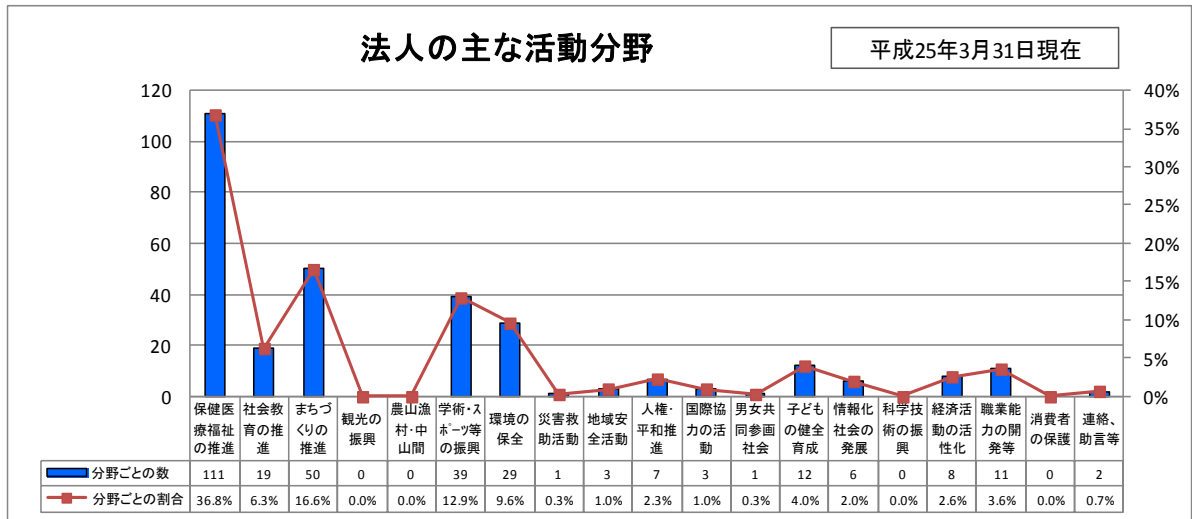


#### ★こうちボランティア・NPO情報システム(ピッピネット)

高知県ボランティア・NPOセンターが管理運営を行っている高知のボランティア・NPOに関する総合情報サイトで、ボランティア活動を始めたい人からNPOを運営している人までに情報を発信している。また、特定非営利活動法人やボランティア団体・市民活動団体などで、掲載を希望する団体が登録し、活動情報、ボランティア募集情報、イベント情報など、インターネットを通して広く情報を発信している。

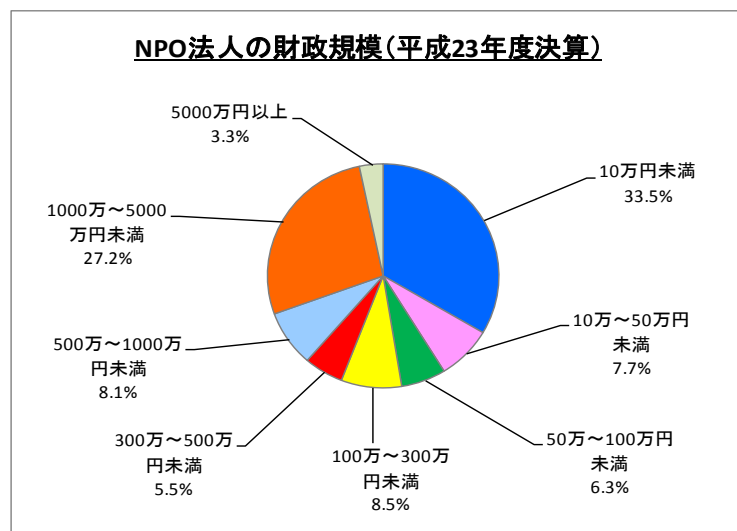
NPO法人の活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動分野とする法人が最も多く、続いて「まちづくりの推進を図る活動」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境の保全を図る活動」を行う法人が多くなっています。

また、これら4分野以外を主な活動分野とするNPO法人も少なからず存在し、さまざまな分野でNPO活動が行われていることが伺えます。



(注) 観光の振興、農山漁村・中山間地域の振興は、法改正により、H24から加わった活動分野

また、NPO法人の財政規模を平成23年度決算の支出額で見ると、100万円未満の法人が47.5%存在する一方で、1,000万円を超える法人も30.5%存在しています。



財政規模が1,000万円以上の法人は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に合わせて法人化した福祉系の団体や、指定管理者制度の導入により、公の施設の指定管理者となった団体が多くなっています。

●財政規模100万円未満の法人の  
主な活動分野(129法人)

主な活動分野	法人数
保健医療福祉の推進	38
社会教育の推進	7
まちづくりの推進	22
学術・スポーツ等の振興	17
環境の保全	15
地域安全活動	2
人権・平和推進	4
国際協力の活動	2
子どもの健全育成	5
情報化社会の発展	4
経済活動の活性化	6
職業能力の開発等	6
連絡、助言等	1

●財政規模1,000万円以上の法人の  
主な活動分野(83法人)

主な活動分野	法人数
保健医療福祉の推進	44
社会教育の推進	1
まちづくりの推進	11
学術・スポーツ等の振興	10
環境の保全	8
地域安全活動	—
人権・平和推進	1
国際協力の活動	—
子どもの健全育成	2
情報化社会の発展	—
経済活動の活性化	1
職業能力の開発等	4
連絡、助言等	1

このような中で、多様な地域の課題やニーズに対応した特色ある活動を行うNPO法人をはじめとする社会貢献活動団体が、県内各地で活躍しています。

また、平成23年度、24年度に実施した「NPOとの協働モデル事業」において、協働事業をきっかけとして、地縁組織への支援や、人材育成を行うなど、一歩進んだ活動を展開するNPOも出てきました。

さらに、県では、旧小学校や集会場等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について地域の課題を解決する手段として「集落活動センターを核とした集落維持の仕組みづくり」を推進しています。

そうしたことから、集落活動センターとNPOとが連携し、それぞれの地域の課題に取り組む動きも出始めました。

# 県内の社会貢献活動の事例

**事例**  
 地域とつながる“森の活動”  
 【特定非営利活動法人  
 土佐の森・救援隊】



**事例**  
 イルカと人をつなぐボランティア！  
 【特定非営利活動法人  
 室戸ドルフィンプロジェクト】



**事例**  
 高知の“まごころ観光”の担い手  
 【特定非営利活動法人  
 土佐観光ガイドボランティア協会】



**中間支援組織**

**高知県ボランティア・NPOセンター**  
 (社会福祉法人  
 高知県社会福祉協議会)

ボランティアやNPOの取組の総合的な支援をする中間支援組織

**高知市民活動サポートセンター**(特定非営利活動法人  
 NPO 高知市民議)

高知市を中心とした社会貢献活動の中間支援組織

**特定非営利活動法人  
 高知県西部NPO  
 支援ネットワーク**

県西部地域の社会貢献活動の中間支援組織

**環境活動支援センターえこらぼ**  
 (特定非営利活動報法人 環境の杜こうち)

環境関係NPOや団体などの活動を推進する中間支援組織



**事例**  
 あたたかく支えあうボランティア  
 【特定非営利活動法人  
 安芸老人問題研究会】



**事例**  
 国際交流っておもしろい！  
 【高知SGG善意通訳クラブ】



**事例**  
 子どもも大人も成長できるあそび場  
 【特定非営利活動法人  
 高知市子ども劇場】



**事例**  
 還暦すぎたら“いき百”を！  
 【特定非営利活動法人  
 いきいき百歳応援団】



**事例**  
 「好きです とかの！」が合言葉  
 【特定非営利活動法人  
 とかの元気村】



## 県内の集落活動センター・協働事業の事例

### 集落活動センターとは

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組み。

【集落活動センターだんだんの里】(仁淀川町)  
平成 24 年度 12 月 1 日開所

【集落活動センターはつせ】(橋原町)  
平成 25 年 1 月 12 日開所

【集落活動センターまつばら】(橋原町)  
平成 25 年 1 月 12 日開所

【集落活動センター北郷】(黒潮町)  
平成 25 年 3 月 5 日開所

【大宮集落活動センターみやの里】  
(四万十市西土佐)  
平成 25 年 5 月 26 日開所

【集落活動センターいしはらの里】(土佐町)  
平成 24 年 7 月 1 日開所

【集落活動センター汗見川】(本山町)  
平成 24 年 6 月 17 日開所

【西川地区集落活動センター】(香南市)  
平成 25 年 4 月 12 日開所

【集落活動センターなかやま】(安田町)  
平成 25 年 4 月 1 日開所



事例 1  
リハビリキッチンモデル試行事業  
【リハビリキッチンモデル試行事業実施協議体】

事例 2  
こどもの文化の森～中山間地域に子どもを主人公とした文化拠点(コミュニティスペース)を～  
【「こどもの文化の森」実行委員会】

事例 3  
“でまえ”交通安全教室All Kochi 【ぶらす5】

事例 4  
移住定住推進プログラム実施事業 【須崎市】

事例 5  
人とつながり復活から再起する矢井賀プロジェクト  
【中土佐町】

事例 6  
奥四万十自然体験村構想実現事業 【四万十町】

事例 7  
考え方で拓く～地域産業の振興・地域と世界をつなぐ地域資源活用ネットワークの創造～【黒潮町】

事例 8  
協働による地域内移動システム構築事業  
【土佐清水市】

事例 9  
気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト  
【気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト】

### NPOとの協働モデル事業とは

高知県新しい公共支援基金事業の一つとして、NPO、行政、企業等多様な担い手が協働して、地域の課題解決に取り組む事業。

## 第2 各主体における現状と課題

新たな計画をさまざまな立場の方々の意見を反映させたものとするため、市町村、事業者、社会貢献活動団体の方々を対象に、活動等の現状と課題についてアンケート調査を行い、その結果や、これまでの社会貢献活動支援推進会議での意見等をもとに、各主体における現状と課題を次のように整理しました。

### 1 県

(現状)

- ・ 事業において、関係するNPOと、連携している。
- ・ NPOに対する委託事業や、補助事業が増えている。
- ・ 職員の協働に対する理解が進む。
- ・ NPOを協働の相手方として捉えつつある。
- ・ 協働の分野として「災害救援に関すること」、「まちづくり」などを期待している。
- ・ 3町へ、権限移譲を行った。(黒潮町、津野町、土佐町)

#### ◆課題◆

- ・ 協働の必要性を感じながらも、協働できる業務が見えてない。
- ・ NPOについて、更に理解が必要である。
- ・ 期待する分野(災害救援等)での連携が必要である。
- ・ NPO活動や寄附に対する、県民への意識啓発を行う必要がある。
- ・ 市町村への権限移譲を更に進める必要がある。

### 2 高知県ボランティア・NPOセンター

(現状)

- ・ NPO活動の推進のため、各種のNPO支援策等を実施している。
- ・ 認定NPO法人の誕生、企業とNPOとの連携が進むなどの成果があった。
- ・ ファンドレイジングの取組が普及しつつある。

#### ◆課題◆

- ・ NPOの活動基盤は脆弱であり、引き続き経営及び実務など総合的な支援が必要である。
- ・ NPOと市町村との協働を推進するための関わりが必要である。
- ・ NPO同士のネットワーク化や連携が必要である。
- ・ NPO活動の内容把握、適切なつなぎ、個別の支援体制の充実が必要である。
- ・ スタッフの専門性の向上と体制強化が必要である。
- ・ 東部・西部地域での事業実施が必要である。
- ・ 県民へのボランティア活動・NPO活動の普及や寄附意識醸成のための啓発が必要である。

### 3 市町村（社会貢献活動への関わり）

（現状）

- ・新しい公共支援基金事業を活用した「NPOとの協働モデル事業」を実施した。
- ・協働事業により、その成果や課題が見えてきた。
- ・地域とNPOとの連携が生まれ、継続性のある協働が増えた。
- ・3町で、権限移譲が実施され、地元のNPOとの関わりが増えた。

#### ◆課題◆

- ・NPOとの相互理解がまだまだ十分ではない。
- ・市町村内における、協働の体制、人材が十分ではない。
- ・モデル事業の継続や、他の地域への広がりが必要である。
- ・NPOとの良好な関係づくりが必要である。
- ・権限移譲を通して、地元のNPOと連携を進める必要がある。

### 4 事業者

（現状）

- ・社会貢献に取り組む企業の増加。
- ・社会貢献のマインドの醸成が進む。

#### ◆課題◆

- ・NPOの情報提供が必要である。
- ・NPOとの連携や、マッチングの機会を増やす必要がある。

### 5 県民

（現状）

- ・地域における課題を認識し、何か活動しようという思いのある人はいる。
  - ◇「地域での活動について」…積極的に参加したい 13.8%
  - 条件に合えば参加したい 74.8%
  - （平成24年度県民世論調査より）
- ・社会貢献活動や、地域のことを議論する機会が少ない。

#### ◆課題◆

- ・行政との意思疎通が十分ではない。
- ・関心のない人たちをどう巻き込むか検討が必要である。
- ・NPOに対する理解が進んでいない。
- ・地縁組織、NPO、行政の連携が必要である。

## 6 社会貢献活動団体 (現状)

- ・財政基盤の脆弱な団体が存在する。
- ・組織の構成メンバーの高齢化、新しい担い手が不足している。
- ・他の団体や、行政との連携が十分ではない。

### ◆課題◆

- ・財政面、人材面での組織運営の安定が必要である。
- ・構成メンバーの高齢化への支援、新しい担い手の人材育成が必要である。
- ・NPO自身が県民に対して積極的に活動の理解を求めていく必要がある。  
(情報発信)
- ・地域のコミュニティや行政との関係づくりが必要である。

## 第3章 計画の目標

### 第1 テーマ

この計画の推進に当たってのテーマは、次のとおりとします。

**地域力の向上をめざして  
～人と人とのつながりを活かす高知県～**

県内の社会貢献活動の広がりやNPOと行政を含めた多様な主体との連携により、お互いの理解が深まり、地域での活動に協働して取組もうという動きが見られるようになってきました。

この計画では、新たなコミュニティを構築し、地域力を高め、さまざまな地域課題を解決して、元気な高知県を目指します。

### 第2 計画の目標

この計画の目標は、条例第3条に規定する社会貢献活動に対する支援の基本理念に基づき、次のとおりとします。

#### ① 社会貢献活動団体が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり

- ・社会貢献活動団体が、地域の主体となって活動する社会の実現のため、団体が自立して活動しやすい環境づくりに努めます。
- ・高知県ボランティア・NPOセンターの社会貢献活動拠点センターとしての機能の充実を図ること等により、活動への参加者を増やし、活動基盤を充実させます。

#### ② 県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり

- ・県民による社会貢献活動の広がりを地域の力とし、安全・安心の確保や地域の活性化につながる「新しい公共」の担い手となる社会貢献活動団体の充実と人材育成のため、それぞれの主体が連携して、より良い地域社会づくりに取り組むためのパートナーシップの醸成を図ります。

### 第3 各主体の役割

社会貢献活動を推進し、先に掲げる目標を達成するためには、県、高知県ボランティア・NPOセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップを構築していくことが必要です。

この計画において、県の役割と県以外の主体（※）に期待する役割については次のとおりとします。

#### 1 県の役割

県の責務は、「条例の基本理念に基づき、総合的な支援策を策定し、実施する」（条例第4条）こととされています。

このため、これまでの計画に基づき、社会貢献活動の量、質の充実を図るために実施してきた活動基盤、財政基盤及び人材育成等に関する支援を引き続き実施し、社会貢献活動団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、県、市町村、事業者、社会貢献活動団体相互の連携・協働を主導し、地域づくりへの参画や災害時に機能を発揮できる社会貢献活動団体の育成および担い手の拡大のため、次の6項目を柱とする支援策を実施します。

- ①社会貢献活動団体の育成、活動の拡大
- ②社会貢献活動団体に対する県民の理解の促進
- ③市町村、事業者、大学等との連携
- ④社会貢献活動団体と各主体との協働の促進
- ⑤社会貢献活動団体による地域づくりへの参画
- ⑥災害時における社会貢献活動団体の機能発揮

#### 2 高知県ボランティア・NPOセンターの役割

「社会貢献活動を支援する拠点の整備、情報の提供等社会貢献活動の基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする」（条例第10条）とされています。

これに基づき、「高知県ボランティア・NPOセンター」を社会貢献活動拠点センターと位置付けています。

このため、高知県ボランティア・NPOセンターでは、社会貢献活動拠点センターとして、NPOの活動基盤の強化をはじめ、NPOの普及啓発、ネットワークの構築、行政・企業との連携を推進することが求められます。

#### 3 市町村の役割

「基本理念に基づき、各市町村の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するよう努めなければならない」（条例第5条）とされています。

市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、地域における課題を解決するためには、協働の重要性を再認識し、地縁組織や社会貢献活動団体との、さらに効果的な連携が必要です。

このため、地縁組織や社会貢献活動団体との関係づくりを積極的に行うとともに、地域のニーズに応じた協働や連携を進めることが求められます。

---

※主体…高知県ボランティア・NPOセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体



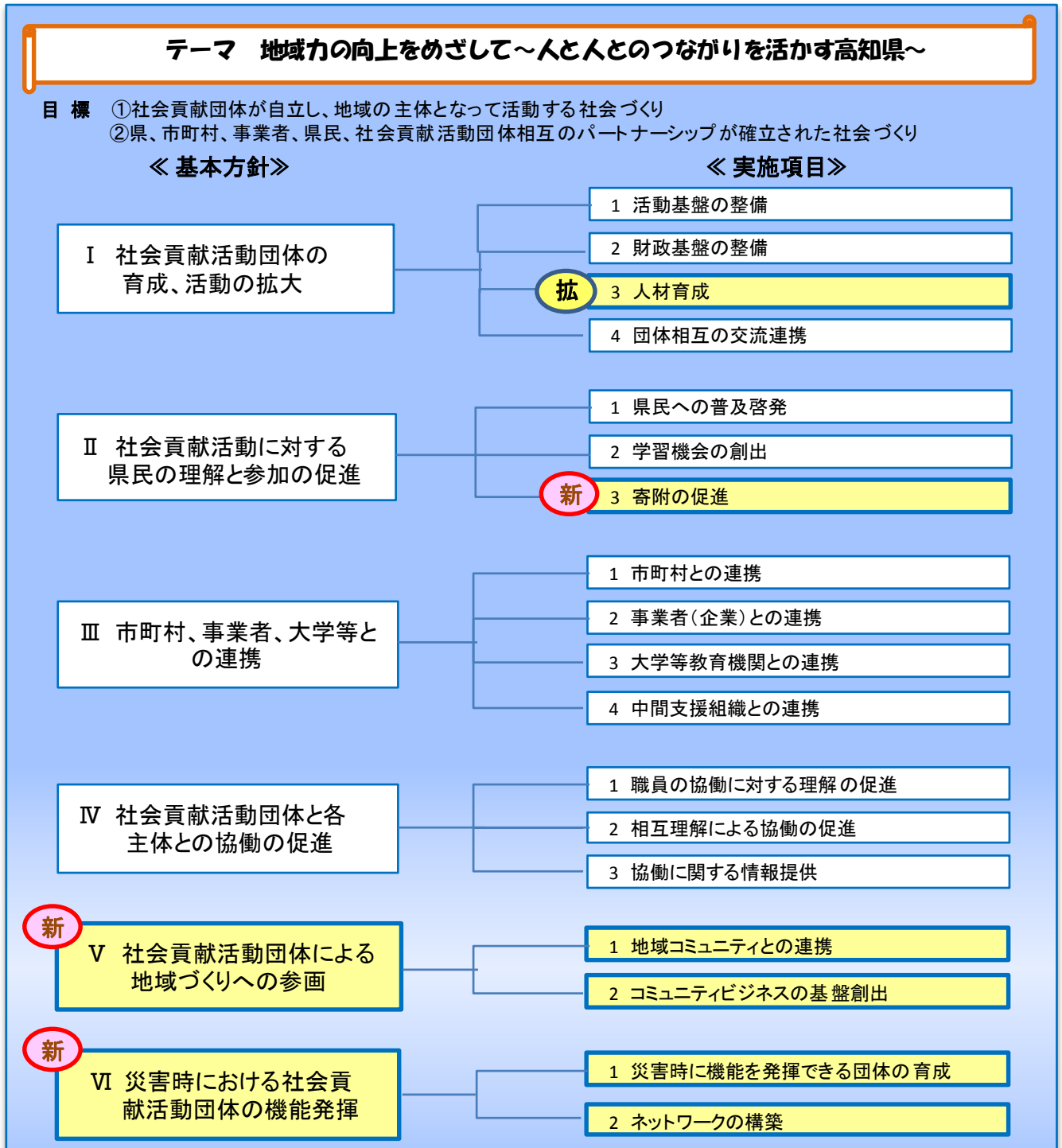
# 第4章 社会貢献活動に対する支援策

## 第1 基本方針と実施項目

第2章に掲げる「計画の目標」を達成するために県が実施する支援策について、基本方針と実施項目は次のとおりとします。

支援策の実施については、県と高知県ボランティア・NPOセンターと連携して行うものとします。

＜高知県社会貢献活動支援推進計画 施策体系図＞



## 第2 実施項目ごとの行動計画

各基本方針に基づく実施項目ごとの行動計画を次のとおり定めます。

### 基本方針Ⅰ 社会貢献活動団体の育成、活動の拡大

地域力向上の源となる社会貢献活動のすそ野が広がっていくためには、社会貢献活動団体が拡充され、その活動が活発になっていく必要があります。このため、引き続き高知県ボランティア・NPOセンターの支援機能を通じて、社会貢献活動団体の育成やその活動を拡大するための環境づくりを支援します。

#### 1 活動基盤の整備

社会貢献活動団体は財政規模にかかわらず、資金や人材、活動場所といった基盤が依然として不安定な状況にあります。地域活動の主体となって活動を広げていくためには、団体の活動基盤の底上げが課題となっています。

このため、引き続き社会貢献活動団体への寄付や参加を促すための情報提供を積極的に行い、また、中間支援組織と連携し、団体の交流や協力体制を促進するとともに、活動拠点や活動場所の確保を通じて、団体の活動基盤を強化し、社会貢献活動の活性化につなげます。

##### ① 高知県ボランティア・NPOセンターの機能の拡充

社会貢献活動を推進するための拠点センターとして位置づけられており、支援策等の実施にあたっては、連携が不可欠である。

さらに、災害ボランティア団体のネットワーク構築や人材育成など、拠点センター機能の拡充を図る。

##### ② 活動場所として活用できる公共施設のデータ整備と情報提供

社会貢献活動団体の活動拠点や活動場所として使用できる公共施設等の情報を整理し、ホームページ等により情報提供する。

##### ③ NPO法人に対する県税の優遇措置の実施

既存の県税の優遇措置を、引き続き実施する。

〈現在実施しているNPO法人に係る県税の課税免除〉

○法人県民税均等割

○特定非営利活動等に供するために無償で譲り受けた不動産に対する不動産取得税

○社会福祉法に規定する社会福祉事業（保育所を除く）、介護保険法に規定する居宅サービス事業、その他県の指定する事業に供する自動車に対する自動車税

○特定非営利活動等に供するために無償で譲り受けた自動車に対する自動車取得税

④ NPO法人会計基準の普及

NPO法人の会計報告の質を高め、活動実態がよりわかりやすいものとなるよう、NPO法人会計基準の普及を推進する。

※NPO法人会計基準

全国のNPO法人が統一したルールで会計報告を作成し、活動をわかりやすく伝え、信頼と支援を得られるように、NPO法人会計基準が策定されました。

⑤ 中間支援組織の機能及びネットワークの強化（東部・西部）

東部地域、西部地域における中間支援組織の機能及びネットワークを強化することにより、より地域に根ざした支援体制を構築する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
高知県社会貢献活動拠点センターの機能の拡充	運営費補助金の助成	効果的な研修等によるNPOの基盤強化と活動促進	県（県民生活・男女共同参画課）
県のHPでの情報提供（利用可能施設等）	その都度更新	施設利用による活動の増加	県（県民生活・男女共同参画課）
ピピネットでの情報提供（助成金情報等）	その都度更新	NPO法人の20%以上が助成金収入を得る	高知県ボランティア・NPOセンター
会計基準の研修会の実施	年1回開催	NPO法人の80%以上が、会計基準を導入	高知県ボランティア・NPOセンター
高知県東部ボランティア・NPO交流会の開催	年2回開催	東部での中間支援組織設立	高知県ボランティア・NPOセンター

2 財政基盤の整備

これまでNPOを対象としたさまざまな補助事業などを行うことにより、社会貢献活動団体への財政面での支援を行ってきましたが、団体の財政状況は依然として厳しい状況にあります。

団体の活動資金の自主的な確保のため、各種助成金等の情報提供を行うとともに、認定NPO法人への移行を促進し、社会貢献活動の活性化につなげます。

① 社会貢献活動団体に対する補助、助成等の機会の確保

行政が行う各種の補助事業等のうち、NPOなど団体を実施することで事業効果が期待されるものについては、積極的にその対象を拡大し、団体にも補助金等の活用を確保する。

② 国、県、民間等の助成金の情報提供

社会貢献活動団体が活動資金を確保するため、国、県、民間等の助成金の情報を整理し、ホームページ等により情報提供する。

③ 認定NPO法人への移行促進

認定NPO法人のメリット（税制優遇等）をアピールし、認定NPO法人への移行を促進する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
県のHPでの情報提供(補助金等)	年1回更新	NPO法人の20%以上が補助金収入を得る	県(県民生活・男女共同参画課)
ピピネットでの情報提供(助成金情報等)(再掲)	その都度更新	NPO法人の20%以上が助成金を得る	高知県ボランティア・NPOセンター
認定取得セミナー等の実施	年2回開催	5年間で10団体の認定NPO法人追加	高知県ボランティア・NPOセンター

3 人材育成

社会貢献活動を活性化させるためには、活動に関心を持ち、実際に活動に携わる者を確保することが重要ですが、多くの団体では後継者不足などの課題があります。

このため、高知県ボランティア・NPOセンターが実施する、ボランティア希望者とボランティアを募集するNPOとをつなぐ場づくりや、講座等の開催により、人材育成の取組を行います。

また、豊富な経験と知識を持つ「団塊の世代」を含むアクティブシニアに社会貢献活動に参加してもらい、活躍の場を提供するなど、引き続き社会貢献活動の担い手となる人材の確保や育成に取り組めます。

① 学校教育、社会教育での取り組み

学校教育や社会教育の場などで社会貢献活動についての知識の普及を行う。

② NPO運営関係の各種講座の実施

NPO法人の運営に必要な知識等を学ぶ機会として各種講座を開催する。

③ 地域活動の担い手となる人材の発掘、育成

地域の核となる人材に、社会貢献活動に参加してもらい、理解してもらう。

退職後の団塊世代(アクティブシニア)に社会貢献活動に参加してもらい活躍の場を提供する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
NPO実務講座の開催	年4回開催	NPO法人の25%以上が受講済みとなる	高知県ボランティア・NPOセンター
NPO経営塾及びNPO経営研究会の実施	年各6回開催	毎年新規参加4団体	高知県ボランティア・NPOセンター
関係機関にシニア向け活動事例のパンフレットを配布	年1回配布	アクティブシニアのNPO活動への参加	高知県ボランティア・NPOセンター
ボランティア学習の推進に向けた講座の開催(教員・市町村社協職員向け)	年1回開催	ボランティア学習を推進する人材を養成	高知県ボランティア・NPOセンター

## 4 団体相互の交流連携

これまでの14年間で、社会貢献活動団体の数は大幅に増え、活動分野も多岐にわたるなど、社会貢献活動の広がりが見られました。また、協働事業を通して、規模の大きいNPOが小さいNPOの支援を行うなど、新たな交流連携がみられ始めました。

情報交換できる場を設けることで、さらに団体相互の連携を促し、社会貢献活動の活性化につなげます。

### ① インターネット掲示板を活用した情報交換

こうちボランティア・NPO情報システム「ピッピネット」やSNSを介した情報交換の場を設ける。

### ② 社会貢献活動団体同士の交流の場づくり

社会貢献活動団体同士のつながりや連携を深めるための交流の場を設ける。

#### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
ピッピネットの運営	その都度更新	NPO間の相互理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター
NPOフォーラムの開催	年1回開催 (200人/年)	NPO間の相互理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター
高知県東部ボランティア・NPO交流会の開催	年2回開催	東部地域での中間支援組織設立	高知県ボランティア・NPOセンター
東部、西部での研修会・交流プログラムの開催	年各2回開催	東部でのNPO増加	高知県ボランティア・NPOセンター

## 基本方針Ⅱ 社会貢献活動に対する県民の理解と参加の促進

社会貢献活動が地域で認知され、多くの人の参加や支援を得て活動を継続していくためには、県民のNPO活動に対する理解を推進し、社会的信頼を高めるとともに、NPOが組織として自立できるよう支援する必要があります。このため、県民が社会貢献活動を理解し、積極的に社会貢献活動に携わるという機運を醸成するための支援を実施します。

### 1 県民への普及啓発

県民の社会貢献活動への理解や参加は、まだまだ十分とはいえない状況にあります。県民の理解を促進し、社会貢献活動への参加に繋げるため、情報提供等の普及啓発を実施するとともに、セミナー等を開催することにより、活動の広がりにつなげます。

#### ① 県民向けの効果的・戦略的な情報発信

ホームページや各種情報誌、マスメディア等を利用し、若い世代や団塊の世代など幅広い年齢層の県民に対し、社会貢献活動についての理解を深めるための普及啓発を行う。

② セミナー、シンポジウム、体験学習等の実施

県民対象のセミナー、シンポジウム、体験学習の機会などを設け、県民の社会貢献活動についての理解を深める。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
マスコミを活用した情報発信のルールの策定	年2回 検討会実施	県民のNPO活動に対する意識の向上	高知県ボランティア・NPOセンター
ボランティアガイダンス	年1回開催	県民のボランティアに対する理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター、中間支援組織
NPOフォーラムの開催(再掲)	年1回開催 (参加者200人/年)	県民のNPO活動に対する理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター

2 学習機会の創出

大学等との連携により社会貢献活動についての学習機会を創出することで、社会貢献活動に関わっている者などの意識を高め、活動の充実につなげます。

① 大学等のNPO関係講座の活用

県内の大学等で行われているNPO関係講座について、県民が聴講できる機会を確保する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
大学(地域連携センター)との継続協議	公開講座の開催	NPO活動に対する意識の向上、NPO活動の充実	高知県ボランティア・NPOセンター 県(県民生活・男女共同参画課)

3 寄附の促進

NPOによる寄附募集の取組を強化するとともに、県民のNPO活動に対する理解を促進し、共感を得て寄附へとつながる取組を支援します。

① NPOによる寄附募集の取組の強化

NPOが自らの活動内容を分かりやすい表現でアピール出来るよう、研修会を開催するなど、効果的な広報活動により寄附につなげる取組を支援する。また、寄附付商品の開発や販売により、新しい形の寄附の普及を図る。

② 寄附に対する県民の意識啓発

NPO活動を紹介するイベントや、学校への出前講座を通して、県民のNPO活動に対する理解を促進する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
情報発信の研修会の開催	年2回開催	県民のNPO活動に対する理解の増進 NPO法人の寄附収入割合の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
寄附募集支援事業の実施	年1回開催	県民のNPO活動に対する理解の増進 NPO法人の寄附収入割合の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
資金調達に関するアドバイザーの派遣	年4回実施	NPO法人の寄附収入割合の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
学校への出前講座「寄附の教室」の開催	年1回開催	NPO活動に対する理解の増進	県(県民生活・男女共同参画課)

基本方針Ⅲ 市町村、事業者、大学等との連携

社会貢献活動が活発に行われるようにするためには、市町村、事業者、大学等さまざまな主体と連携することが必要です。

1 市町村との連携

山積する地域課題を解決するためには、より住民に近い立場にある市町村の役割が非常に大きく、市町村が主体的に行動することが必要となっています。

このため、県は、市町村と社会貢献活動団体との協働を進めるために、市町村に対する支援を行うとともに、地域支援企画員を中心とした連携を行い、地域における課題解決力の強化につなげます。

① 市町村と社会貢献活動団体との協働推進のための支援

市町村と社会貢献活動団体との協働推進のため、他地域での連携事例の紹介や情報交換を行うための意見交換会の開催や、協働を目指して地域のさまざまな主体が協議する場を設けるなど、市町村に対する支援を通じた連携を図る。

② 地域支援企画員を中心とした連携

それぞれの地域で活動している地域支援企画員が中心となり、市町村との連携を進める。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
市町村とNPOとの意見交換会の開催	年1回開催	協働事業の増加	県(県民生活・男女共同参画課)
NPOとの協働モデル事業報告書の配布	全市町村・中間支援組織等に配布	協働事業の増加	県(県民生活・男女共同参画課)
地域支援企画員への情報提供	毎月1回情報提供	新たな取組の創出	県(県民生活・男女共同参画課)

## 2 事業者との連携

社会貢献活動を推進するためには、事業者（企業）が社会の一員として果たす役割も重要ですし、企業のCSR活動も増えてきています。このため、事業者（企業）との連携をより深め、事業者（企業）が社会貢献活動に取組やすくする環境を整える等により、県内の社会貢献活動の活性化につなげます。

### ① 事業者（企業）と社会貢献活動団体との交流の場づくり

事業者（企業）と社会貢献活動団体との交流を進めるため、高知県ボランティア・NPOセンターが中心になって行ってきた「企業・NPOパートナーシップ委員会」を継続実施し、双方交流の場を定期的で開催する。

### ② 事業者（企業）の社会貢献活動推進のための仕組みづくりの検討

事業者（企業）の社会貢献活動を県内で一体的に推進するため、経営者レベルが参画する事業者（企業）の社会貢献活動の推進主体となる組織やその仕組みについて検討する。

#### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
NPO・企業パートナーシップ委員会の開催 （企業とNPOのマッチングの検討や場づくり）	年2回開催	企業との連携事業の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
企業へNPO活動事例パンフの配布	年1回配布	企業との連携事業の増加	高知県ボランティア・NPOセンター

## 3 大学等教育機関との連携

NPO活動の充実強化のためには、行政、企業等に加え、豊富な知的資産や人材を多く有する大学等との連携も必要です。これまで県内の大学との連携は、社会貢献活動に関する調査依頼や助言など限定的に行われてきましたが、今後は社会貢献活動の推進に必要な協力体制を構築し、より効果的な推進施策の実施につなげます。

### ① 大学との連携

社会貢献活動の推進に関して、大学での公開講座の開催や社会貢献活動の評価に関する研究を行うために、県内の大学との間で協定を結ぶなど相互の協力関係を構築する。

### ② 社会貢献活動の質的評価についての研究

社会貢献活動を評価する仕組みとして、その質的評価の指標について、県、大学、NPO等で研究を行う。

#### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
大学との連携体制の構築	・地(知)の拠点整備事業の実施 ・地域支援企画員との連携	地域の課題解決体制の構築	県(計画推進課、地域づくり支援課) 大学
経営研究会による質的評価検討の実施	年6回開催	NPO法人の20%以上が質の向上に取り組む	高知県ボランティア・NPOセンター

#### 4 中間支援組織との連携

##### ① 中間支援組織との意見交換等の実施

社会貢献活動に対する支援を効果的に推進するため、中間支援組織との連携を図り、社会貢献活動のさらなる活性化を促進する。

#### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
NPOサポートチームの定例会の開催	年2回開催	支援策の策定、事業	県(県民生活・男女共同参画課) 高知県ボランティア・NPOセンター、中間支援組織

### 基本方針Ⅳ 社会貢献活動団体と各主体との協働の促進

社会貢献活動の広がりというこれまでの計画の成果をベースとして、これからはそれぞれの地域の人や地縁団体、NPOなどの組織が協働して地域づくりを担うことが求められています。このことは、地域の課題解決力(地域力)を高めることにつながります。

このため、これまで取り組んできた県とNPOとの協働に加えて、社会貢献活動団体とそれ以外の主体との協働を進めるための支援を実施します。

#### 1 職員の協働に対する理解の促進

NPO活動について県や市町村職員の理解を深めるとともに、行政とNPOとの連携や協働の推進につなげます。

##### ① 県職員のための研修等の実施

県職員のNPOに対する理解を深めるため、県内のNPOへの職員の短期派遣研修や団体の活動情報の提供、協働事例の紹介等を実施する。

##### ② 市町村職員のための研修等の実施

地域の課題解決力(地域力)を高めるためには、市町村が果たす役割が重要になってくることから、市町村職員に対し、地域支援企画員による他地域での先進事例の紹介や、NPOをはじめとする社会貢献活動団体との連携・協働の必要性について理解を深めるための研修等を実施する。

### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
県職員のNPO短期派遣研修の実施	毎年15名以上の派遣	県職員のNPOに対する理解の増進	県(県民生活・男女共同参画課)
市町村職員とNPOとの意見交換会の開催(再掲)	年1回開催	協働事業の増加	県(県民生活・男女共同参画課)
市町村新採職員への研修の実施(全市町村)	年1回開催	市町村職員のNPOに対する理解の増進	県(県民生活・男女共同参画課)

## 2 相互理解による協働の促進

NPO、行政、事業者、社会貢献活動団体は、それぞれ独自の価値観をもっています。情報提供や意見交換する場を設け、相互理解を図るとともに、団体間が円滑に協働するためのコーディネートを育成する等、協働の促進を図ります。

### ① 社会貢献活動団体と各主体とのパートナーシップづくり

県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体などさまざまな主体が、課題解決のために連携し、協議等を行う場(プラットフォーム)を設ける。

### ② 社会貢献活動団体と各主体との協働事例の創出

①の「プラットフォーム」における協議検討を踏まえて、さまざまな主体が役割を担う協働事例を創出する。

### ③ 政策等検討段階での参画機会の創出

県の政策決定過程においては、「プラットフォーム」の事例に準じ、社会貢献活動団体などが関わる機会を持つような仕組みの検討を行う。

### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
様々な主体と県職員とで県政の課題について検討する会議の実施(こらぼ・で・と一く)	年6回実施	提案の50%以上の事業化	県(県民生活・男女共同参画課)

## 3 協働に関する情報提供

### ① 地域力向上につながる先進事例の情報提供

さまざまな主体の連携により生み出された協働事例については、地域力を高めるためのモデルとして、あらゆる機会を捉えて情報提供を行う。

### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
市町村職員の研修会における、モデル事業の報告	年1回実施	協働事業の増加	県(県民生活・男女共同参画課)
NPOとの協働モデル事業報告書の配布(再掲)	全市町村・中間支援組織等に配布	協働事業の増加	県(県民生活・男女共同参画課)

## 基本方針Ⅴ 社会貢献活動団体による地域づくりへの参画

社会貢献活動が推進される一方で、少子高齢化・人口減少が進み、地域のコミュニティ機能や活力が懸念される中、地域コミュニティを活性化し地域の活力を維持していく必要があります。

特に、中山間対策が県政の大きな課題となっています。

このため、多様性や先駆性を持った社会貢献活動団体が地域づくりに参画できるように支援を行います。

### 1 地域コミュニティとの連携

東日本大震災では、様々な場面で地域コミュニティの重要性が再認識されました。地縁組織とNPOが連携し、希薄化した地域コミュニティの再生や活性化に取り組むよう、支援します。

#### ① 「地縁型NPO」と「事業型NPO」との相互理解の促進

地域の活性化に取り組む「地縁型NPO」と、福祉やまちづくり、環境など専門的ノウハウを持った「事業型NPO」との交流の機会を提供する等により、相互理解を促進する。

#### ② 様々な主体が連携して関わる新たな地域コミュニティの拠点づくり

集落活動センターを中心とした、社会貢献活動団体・地縁組織・行政など、様々な主体による相互連携の取組を支援する。

また、中山間地域において、地域住民が主体となって、様々な主体と連携し、集落維持の仕組みづくりを行う集落活動センターの立上を支援する。

#### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
コーディネーターの派遣	年5回派遣	地縁組織とNPOとの相互理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター
NPOフォーラムの開催(再掲)	年1回開催	県民のNPOに対する理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター
集落活動センターの設置・立上支援	(10年間で130カ所)	集落活動センターによる集落維持の仕組みの構築	県(中山間地域対策課)
結プロジェクト推進事業の実施	年10箇所程度	集落と企業・大学・NPO等との協働による集落の維持・活性化	県(中山間地域対策課)

## 2 コミュニティビジネスの基盤創出

県民、NPO、企業など様々な主体が地域資源を活かし協力しながら「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスの活動によって、地域問題を解決し、また、NPOの自立性の向上と継続性につながるよう、コミュニティビジネスの基盤創出を図ります。

### ① NPOのコミュニティビジネスへの参入支援

中山間地域でのコミュニティビジネスにより、その活動の利益が地域に還元され、地域の経済活性化とコミュニティの再生につながるような仕組づくりを支援する。

### ② NPOによるコミュニティビジネスの活動支援

地縁組織、NPO、企業など様々な主体が、地域資源を活かし協力しながら行う継続的なコミュニティビジネスを支援し、生活基盤の確保や地域における就業機会・雇用の創出を図る。

#### 【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
地域資源の発掘に関する検討会の開催	年1回実施	地域資源の発掘	高知県ボランティア・NPOセンター
起業に関する講座等の開催 (土佐まるごとビジネスアカデミー等)	入門から応用・実践力まで35科目程度の講座の実施	NPOによる起業	県(計画推進課)
中山間地域の小さなビジネスへの支援	アドバイザーの派遣や助成などにより、地域アクションプランのすそ野を広げる	・新たな商品の開発 ・NPOによる起業	県(地域づくり支援課)

## 基本方針VI 災害時における社会貢献活動団体の機能発揮

将来、必ず起こるとされている南海トラフ地震をはじめ、急峻な地形や降水量が多いことなどに起因する災害が発生しやすい自然条件下にあることから、災害への対応は大きな課題となっています。阪神淡路大震災や東日本大震災の際に、NPOが活躍した例に見られるように、災害時において、NPOが果たす役割は大きなものがあります。

このため、災害時に機能を発揮できるNPOの育成に取り組むとともに、平常時から県、高知県ボランティア・NPOセンター(県社協)、市町村社協、企業、NPOが相互に連携し、災害支援に係るネットワークの構築を図ります。

また、災害発生時には、NPOが、行政や災害ボランティアセンターと連携できるよう支援します。

### 1 災害時に機能を発揮できる団体の育成

災害時のボランティア活動の体制強化を図るため、災害時に機能を発揮できるNPOの育成を推進します。

#### ① 災害ボランティアと連携できるNPOの育成

NPOの専門性(高齢者の介護支援、カウンセリング、街づくり計画等)を活かした取組に加えて、災害ボランティアセンターと連携し、地域外のボランティアの力をうまく引き出し、被災地の復興を支援する等、災害時に機能を発揮できるNPOを育成する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
災害時の活動に関する意識啓発・研修の実施(専門性をどう活かすか) (ボランティアスタッフの研修、受入実践講座)	各研修・講座 年1回開催	災害ボランティアセンターと連携するNPOの増加	県(地域福祉政策課) 高知県ボランティア・NPOセンター
災害ボランティアセンターの模擬訓練の開催(立上・運営)	年2か所開催	災害ボランティアセンターと連携するNPOの増加	高知県ボランティア・NPOセンター

2 ネットワークの構築

災害の規模が大きくなるほど多数のボランティアの確保が必要になり、ボランティア募集から被災地支援まで、多岐にわたる、迅速で広域的な活動が必要になります。

そのため、平常時から関係機関によるネットワークの構築に取り組みます。

① 行政・NPO・企業など関係機関によるネットワークづくり

災害時において、スムーズな災害支援協力体制が行われるように、平常時から地域の防災組織等との交流を図り、お互いの役割を確認するなど、ネットワークの構築を図る。

② 災害時における活動拠点の確保

支援活動がスムーズに行われるよう、市町村における災害ボランティアの体制支援や、県内外のNPOの受け入れ体制の整備を支援する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標(H30)	実施団体(担当課)
災害ボランティアセンターネットワーク会議の開催(研修、交流会を含む)	年1回開催	構成メンバーにNPOが参画	高知県ボランティア・NPOセンター
コーディネーターの育成講座の開催	毎年7市町村 研修実施	市町村社協を中心としたネットワーク構築	高知県ボランティア・NPOセンター
県外のNPOへの情報提供	SNSを活用した 情報提供	県外NPOとの 相互理解	高知県ボランティア・NPOセンター

## **第5章 進行管理**

### **第1 社会貢献活動支援推進会議の設置**

社会貢献活動に対する支援については、NPO関係者、事業者（企業）、県民、学識経験者、行政（市町村）で構成する社会貢献活動支援推進会議により、支援策の調査、検討等を行い、必要かつ適切に推進します。

### **第2 進行管理**

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより、計画の進行管理を行い、その進捗状況を社会貢献活動支援推進会議に報告するとともに、公表します。